第二十四条第二十一項中「並びに時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム」を「、時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム」に改め、「四デシベルを超える陸上移動中継局」の下に「並びに二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信（施行規則第四条の四第二項第三号に規定する無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局」を加え、同項の表二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満の項副次的に発する電波の限度の欄に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 三　二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局 | |
| ア　陸上移動局の受信装置 | 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）七〇デシベル以下の値 |
| イ　ア以外の無線局の受信装置 | 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）六一デシベル以下の値 |

第四章第四節の二十八の次に次の一節を加える。

**第四節の二十九**　二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備

（二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備）

**第四十九条の三十一**　二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局若しくは陸上移動局又は二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式、陸上移動局から基地局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

二　変調信号の送信速度は、毎秒五〇〇キロビット以上であること。

三　基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

2　前項の基地局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

二　送信装置の空中線電力は、二〇ワット以下であること。

三　送信空中線の絶対利得は、一〇デシベル以下であること。ただし、その実効輻射電力が、絶対利得一〇デシベルの空中線に二〇ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

四　隣接チャネル漏えい電力は、搬送波の周波数から五MHz離れた周波数の（±）二・四MHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より三〇デシベル以上低い値であり、かつ、搬送波の周波数から一〇MHz離れた周波数の（±）二・四MHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より五〇デシベル以上低い値であること。

3　第一項の陸上移動局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　変調方式は、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

二　送信装置の空中線電力は、五ワット以下であること。

三　送信空中線の絶対利得は、一〇デシベル以下であること。ただし、その実効輻射電力が、絶対利得一〇デシベルの空中線に五ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

四　隣接チャネル漏えい電力は、搬送波の周波数から五MHz離れた周波数の（±）二・四MHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より二一デシベル以上低い値であり、かつ、搬送波の周波数から一〇MHz離れた周波数の（±）二・四MHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四一デシベル以上低い値であること。

第五十四条第五号ハ中「第55」を「第56」に改める。

別表第一号の表六の項中「（注28）」を「（注28、52）」に改め、同表の注に次のように加える。

52　200MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局及び200MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、5（$10^{-6}$）とする。

別表第二号第55を削り、同表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第55 | X7W電波を使用するマルチメディア放送を行う放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。 | |
| | 1　デジタル放送の標準方式第3章の2第1節に規定する放送を行うもの | 6,000／14×n＋38.48kHzの小数点以下を切り上げた値<br>ただし、nはデジタル放送の標準方式第22条の5第2項のOFDMフレームに含まれるOFDMセグメントの数とする。 |
| | 2　デジタル放送の標準方式第3章の2第2節に規定する放送を行うもの | デジタル放送の標準方式第22条の12第1項の周波数帯幅 |
| 第56 | 952MHzを超え956.4MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、200n　kHzとする。<br>注　nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。 | |
| 第57 | 200MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局及び200MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、4.9MHzとする。 | |

別表第二号49中「1から48まで」を「1から49まで」とし、同49を同表50とし、同表48の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 49 | 200MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局及び200MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。 |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○総務省令第八十四号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二第一項の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月二十五日

総務大臣　原口　一博